千葉県労働保険指導協会だより

令和元年初夏号

新しい在留資格

平成31年4月～

外国人労働者の新しい在留資格って?…P2～3

★新しい在留資格の仕組み
★今まで単純労働をしていた外国人労働者の在留資格は?
★「特定技能１号」と「特定技能２号」の比較
★外国人採用の際のチェックポイント（就労できるかどうかの確認方法）

働き方改革関連法

パートの方でも該当者あり

有給休暇の消化義務…P4～5

制度の概要／賃金の計算方法／有給休暇の付与日数
繰り越しの有給休暇に係る「消化義務日数、消化の順番、就業規則の定め」
★働き方改革関連法の概要の一覧表

2019年度より健康保険の保険料率（協会けんぽ）が変更…P6

随時改定の取扱い改正＆定時決定の特例…P7

社会保険に加入しましょう…P8

今月の深堀り知識:有給休暇の付与に係る「全労働日」「出勤日」とは?

2019年第１期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 043-248-1222(代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。
「千葉県労働保険指導協会ブログ」「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」

社会保険に加入しましょう

経営者の方も
所得補償のある労災保険
に任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入）

法改正
28年10月より
従業員501人以上の事業所で
健康保険・厚生年金保険の
加入対象が広がりました。

雇用保険

法改正
29年1月より
65歳以上も加入対象
雇用保険の適用拡大。

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

健康保険

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入）

当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金のお手続き
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等

社会保険労務士31名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、
齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、
津久井美知子、塩島英和、西拓也、
武藤真義、西村由希恵、武藤雅子、
宮山隼輔、舘野真一、山崎勝則、
菱野義将、山崎千恵理、山本均、
小山真史、井上京子、有田公明、
齋藤慎、沼田敦、内野大輔、
竹内俊介、大代淳、榊原庄二、
村野雅一、伊藤益弘、和泉智孝、
林浩太

最高責任社会保険労務士事務所の所員と
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより 検索

西村治彦の日記 検索

詳しくは当会まで

☎ 043-248-1222

千葉県労働保険指導協会のブログを公開中

千葉県労働保険指導協会 検索

今月の深堀り知識

「全労働日の8割以上の出勤率」
は有給休暇の付与条件ですが…

Q. 全労働日、出勤日に含まれる日、除かれる日は何ですか？

関連記事：5ページ「有給休暇の付与日数」

出勤率＝出勤日／全労働日

A. 全労働日とは、就業規則等で労働日として定められた日（暦日数から所定休日を除いた日）を言います。ただし、次のいずれかに該当する日は全労働日に含まれないものとされています。

★不可抗力による休業日
★使用者側に起因する経営・管理上の障害による休業日
★正当な同盟罷業（ストライキ）その他正当な争議行為により労務の提供が全くなされなかった日

出勤日は、算定期間の全労働日のうち出勤した日数です。遅刻・早退した日も含めます。
ただし、次の期間は、出勤率の算定上、出勤したものと扱います。

★業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業した期間
★育児・介護休業法にいう育児・介護休業をした期間
★産前産後の女性が法65条の規定によって休業した期間

編集と発行　労働保険事務組合 千葉県労働保険指導協会
〒260-0023 千葉市中央区出洲港7-2　電話：043-248-1222（代表）FAX：043-247-0573
E-mail：info@chiba-rouho.com　URL http://www.chiba-rouho.com/